

議提第1号

小松島市議会基本条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、小松島市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成29年3月24日

小松島市議会議長 井村 保裕 殿

提 出 者	小松島市議会議員	出 口 憲二郎
	〃	宮 崎 欽 司
	〃	広 田 和 三
	〃	佐 野 善 作

小松島市議会基本条例の一部を改正する条例

小松島市議会基本条例（平成21年小松島市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条中「法第109条，第109条の2及び第110条」を「法第109条及び第115条の2」に改める。

第12条中「開催する。」を「開催することができる。」に改める。

第14条第3項中「収支報告書」の次に「及び領収書等の写し」を加える。

附 則

この条例は，平成29年4月1日から施行する。